

外貨普通預金 契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。)

この書面をよくお読みください

- ・外貨普通預金とは、外貨預金（本邦通貨以外の外貨建ての預金）のうち、期間の定めのない預金です。

- ・円を外貨にする際（お預入れ時）および外貨を円にする際（お引出し時）には手数料（1米ドルあたり片道1円・往復2円、1豪ドルあたり片道2円・往復4円）がかかります。お預入れおよびお引出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定のTTSレート（お預入れ時）、TTBレート（お引出し時）をそれぞれ適用します。したがって、為替相場に変動がない場合でも、往復の為替手数料（1米ドルあたり2円、1豪ドルあたり4円）がかかるため、お受取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- ・外貨普通預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

当行の概要

- ・商号等 : 株式会社北日本銀行 登録金融機関 東北財務局長（登金）第14号
- ・本店所在地 : 〒020-8666 岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号
- ・加入協会 : 日本証券業協会
- ・資本金 : 77億円（2019年3月31日現在）
- ・主な事業 : 銀行業、登録金融機関業務
- ・設立年月 : 1942年2月
- ・連絡先 : 株式会社北日本銀行 事務システム部
019-653-1111（受付時間：平日9:00から17:00）
またはお取引のある本支店にご連絡ください。

外貨普通預金 契約締結前交付書面 (1/4)

商品の概要

2019年12月30日現在

1. 商品名	・外貨普通預金
2. 商品概要	・外国通貨建ての、期間の定めのない預金です。(ただし、以下の点にご注意ください。)
3. 預金保険	・外貨普通預金は預金保険の対象外です。
4. 対象となるお客さま	・20歳以上の個人のお客さま、法人のお客さま
5. お預入れの方法 (1) お預入れ方法 (2) お取扱い通貨 (3) 最低お預入れ額 (4) お預入れ単位 (5) お預入れ期間 (6) 為替相場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時お預入れいただけます。米ドルは午前10時頃から、豪ドルは午前11時頃からご利用いただけます。 ・ 米ドル、豪ドル ・ 外貨現金によるお預入れはお取扱いいたしません。 ・ 1通貨単位(1米ドル、1豪ドル) ・ 1補助通貨単位(1セント) ・ 期間の定めはありません。 ・ 当日の為替相場は、米ドルは毎日午前10時頃、豪ドルは毎日午前11時頃に公示されます。詳しくは窓口にお問い合わせください。 ・ 円の現金または円の預金口座から振替によりお預入れされる場合、当行所定の為替相場であるTTSレート(電信売相場)を適用いたします。 (※) TTSレート=公示仲値+為替手数料(米ドル1円、豪ドル2円) ・ 1件あたりの取引金額が10万通貨単位以上の場合は、市場実勢に基づく当行所定の為替相場を適用いたします。
6. お引出しの方法 (1) 払戻方法 (2) 為替相場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米ドルは午前10時頃から、豪ドルは午前11時頃から随時ご利用いただけます。 ・ 外貨現金によるお引出しはお取扱いいたしません。 ・ お客さまが円でお受取りになる場合、当行所定の為替相場であるTTBレート(電信買相場)を適用いたします。 (※) TTBレート=公示仲値-為替手数料(米ドル1円、豪ドル2円) ・ 1件あたりの取引金額が10万通貨単位以上の場合は、市場実勢に基づく当行所定の為替相場を適用いたします。

外貨普通預金 契約締結前交付書面 (2/4)

<p>7. お利息</p> <p>(1) 適用金利</p> <p>(2) 利払方法</p> <p>(3) 計算方法</p> <p>(4) 税金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨普通預金は変動金利です。マーケット環境等により見直しすることがあります。詳しくは窓口にお問い合わせください。 ・毎日の店頭表示の金利を適用いたします。 ・毎年2月と8月の当行所定の日にお支払いいたします。 (口座ご解約の場合は、解約日にお支払いいたします。) ・毎日の最終預金残高について付利単位を原則1通貨単位とした1年を365日とする日割計算です。 <p>・お利息 利子所得として、法人のお客さまは総合課税（非課税法人のお客さまの場合は非課税）、個人のお客さまは20.315%の源泉分離課税（国税15.315%+地方税5%）扱いとなります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間、復興特別所得税が付加されます。 ※法人のお客さま 2016年1月より法人に係る利子割（地方税）が廃止されたことに伴い、2016年1月1日以降は15.315%（国税）の税率で課税されます。</p> <p>・為替差益 <法人のお客さま> 総合課税（非課税法人のお客さまの場合は非課税）。 <個人のお客さま> 為替差益は雑所得として、確定申告による総合課税扱いとなります。 ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で、為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要となります。為替差損は他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。</p> <p>・詳しくは、お客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願いいたします。</p>
<p>8. 手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨普通預金口座と同一通貨によるお取引の際、下記の外貨取扱手数料がかかります。 <p>①仕向外国送金のためのお引出し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外貨取扱手数料…「送金金額の1/20%、最低2,500円」 ・外国送金手数料（海外銀行送金）…4,500円 （国内銀行送金）…2,500円 ・支払銀行手数料（依頼人負担の場合）…1,500円 <p>②被仕向外国送金によるお預入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外貨取扱手数料…「受領外貨額の1/20%、最低2,500円」 <p>※上記手数料に消費税はかかりません。</p>

外貨普通預金 契約締結前交付書面 (3/4)

9. 金利情報の入手方法	・窓口にお問い合わせください。
10. 付加できる特約事項	・ございません。
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772
12. 対象事業者となっている認定投資者保護団体	・ございません。
13. お問い合わせ先	・お申しいただいた当行窓口または当行本店へお問い合わせください。 株式会社北日本銀行 事務システム部 019-653-1111 (代表)

外貨普通預金 契約締結前交付書面 (4/4)